

令和6年度職員採用試験の主な変更点（予定）について

R6. 2. 27更新

令和6年度県職員及び警察官採用試験について、以下のとおり変更を予定しています。各試験の詳細については、各試験の受験案内で確認してください。

1. 県職員採用試験の変更点

試験名（R6年度）	変更点	変更内容詳細 ※採用時年齢はR7.4.1時点年齢	
		R5年度試験	R6年度試験
(1) 県職員（大学卒業程度行政B（面接重視型））採用試験	試験種目の一部変更	自己アピール論文試験	⇒ 自己アピールシート試験
(2) 県職員（大学卒業程度）採用試験 【試験区分：行政Aのみ】	最終合格者の決定方法	2次試験の評価のみで決定	⇒ 1次試験及び2次試験の評価を合算して決定
(3) 県職員（短大卒業程度）採用試験 【技術系職種のみ】 (R5年度：県職員（高校卒業程度）採用試験A日程)	新規実施 (R5年度試験から受験資格等の変更)	《受験資格》採用時年齢18歳～21歳 ただし、学校教育法による高等学校在学中の人を除く。 《試験種目》教養試験、専門試験、性格検査、作文試験、面接試験 (高校卒業程度)	⇒ 《受験資格》採用時年齢20歳～21歳 《試験種目》教養試験、専門試験、性格検査、作文試験、面接試験 (短大卒業程度)
(4) 県職員（高校卒業程度）採用試験 【技術系職種のみ】 (R5年度：県職員（高校卒業程度）採用試験B日程)	受験資格の変更	採用時年齢18歳～21歳	⇒ 採用時年齢18歳～19歳
(5) 県職員（原子力）採用選考試験	試験種目の一部廃止	論文試験	⇒ 廃止
(6) 県職員（経験者）採用試験	試験種目の一部変更	自己アピール論文試験	⇒ 自己アピールシート試験

2. 警察官採用試験の変更点

試験名（R6年度）	変更点	変更内容詳細 ※年齢は試験実施年度末における満年齢	
		R5年度試験	R6年度試験
(1) 警察官A（大学卒）採用試験 【試験区分：武道を除く】 (R5年度：警察官（大学卒）採用試験第1回)	受験資格の変更 (受験可能な上限年齢の引上げ)	《10月採用》上限年齢34歳 《4月採用》上限年齢33歳	⇒ 《10月採用》上限年齢36歳 《4月採用》上限年齢35歳
(2) 警察官B（大学卒）採用試験 (R5年度：警察官（大学卒）採用試験第2回)	受験資格の変更 (受験可能な上限年齢の引上げ)	上限年齢33歳	⇒ 上限年齢35歳
(3) 警察官B（高校卒業程度）採用試験	試験種目の一部変更	教養試験	⇒ SPI3（基礎能力検査）
(3) 警察官B（高校卒業程度）採用試験	新規実施		⇒ 《受験資格》18歳～35歳 ただし、以下の人を除く。 ・学校教育法による高等学校在学中の人 ・学校教育法による大学を卒業した人又はR7.3.31までに卒業見込みの人 《試験種目》SPI3（基礎能力検査）、身体検査、体力検査、特技加点、面接試験、作文試験、適性検査
(4) 警察官A（高校卒業程度）採用試験 【試験区分：武道を除く】 (R5年度：警察官（高校卒業程度）採用試験)	受験資格の変更 (受験可能な上限年齢の引上げ)	上限年齢33歳	⇒ 上限年齢35歳

※警察官A（高校卒業程度）と警察官B（高校卒業程度）は併願できません。（警察官A（大学卒）と警察官B（大学卒）は併願可）